

第1回 安曇野市自立支援協議会 資料集

番号	項目	ページ
資料1	安曇野市自立支援協議会設置要綱	P 1 ~ 2
資料2	令和6年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告	P 3
資料3	令和6年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター実績報告	P 4 ~ 7
資料4	令和6年度松本圏域地域生活支援拠点等整備事業実績報告	P 8 ~ 10
資料5	令和7年度安曇野市自立支援協議会実施計画	P11
資料6	令和7年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業実施計画	P12 ~ 15
資料7	令和7年度安曇野市自立支援協議会専門部会開催状況報告	P16 ~ 17
資料8	令和6年度・7年度松本圏域関係会議報告	P18 ~ 21

## 安曇野市自立支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき、安曇野市における障害者等の相談支援の個別事例への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備についての協議をおこなうとともに、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、安曇野市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業の中立・公平性を確保し、実績・運営評価・選定の実施に関すること。
- (2) 安曇野市障害福祉計画等策定に関わる意見・具体化に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (4) 関係機関によるネットワークの構築・強化等に向けた情報共有に関すること。
- (5) 安曇野市におけるニーズの把握、社会資源の開発・改善に関すること。
- (6) 障害者総合支援法の円滑な推進に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、市内に在住若しくは勤務する次に掲げるもののうち18名以内をもって構成する。

- (1) 障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の福祉関係団体並びに関係団体の関係者
- (2) 障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (3) 指定相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者の関係者
- (4) 障がい者等及びその家族の関係団体の代表
- (5) 障がい者施策の識見を有する者
- (6) その他障がい福祉事業の公平性や中立性を確保する観点から必要と認められる者

## (役員)

第4条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長は、委員の互選によって選出し、任期は2年とする。
  - 3 副会長は、会長の指名によって選出し、会長を補佐する。任期は2年とする。
  - 4 役員が異動・退職・疾病等やむを得ない理由でその任務を果たせないときは協議会の承認を得て辞任することができる。後任者は前2項の規定により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、過半数の（会長及び）委員の出席をもって開催できるものとする。

(専門部会)

第6条 会長は、相談支援事業の推進に関する細部の専門事項について、調査・研究させるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校、関係行政機関、障害当事者団体等に所属する者の中から会長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選による。任期は2年とする。ただし、会長が必要と認める場合は任期の延長を行うことができる。
- 5 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、主宰する。
- 6 第2項から前項にまでに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(プロジェクト)

第7条 会長は、前項の専門部会では協議することが難しい事項について調査・研究させるために、プロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトの任期は付託期間終了までの協議会とする。なお協議会において付託期間の延長が認められた場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この施行の日以後最初に招集する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず障がい者支援課長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和6年9月1日から施行する。

## 報告事項1

## 令和6年度安曇野市自立支援協議会専門部会等実施報告

## 1 趣旨

前回協議会(令和7年1月22日)以降令和6年度各専門部会の開催状況について報告するものです。

## 2 報告内容

## (1)相談支援部会

部会長:平林 学(穂高悠生寮)

副部会長:海老原 晴香(相談支援センターらんぷ)

## 部会等開催内容

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和7年 3月13日(木) 【参加人数:16名】	<b>【第7回安曇野市相談支援部会】</b> 1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡など 3 令和7年1月22日開催「令和6年度第2回安曇野市自立支援協議会」の報告 4 来年度の計画、方向性について 5 各相談支援事業所からのお知らせや相談	・令和7年度の部会は毎月開催とし、学習会は年4回(6、8、10、1月)とする。学習会は「成年後見制度」「虐待防止」「児童のケース」「相談支援専門員の役割とは」に決定。

## 報告事項2

## 令和6年度安曇野市障がい者基幹相談支援センター 事業報告

## 1 総合的・専門的な相談支援の実施

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び関係機関との連絡調整等総合的な相談支援を実施しました。

地域の相談支援従事者等に対する助言等支援者のサポートを行いました。

## (1) 相談支援の状況

【障がい別相談件数】

障がい種別	実人員	延べ件数
身体障がい	48人	238件
知的障がい	80人	709件
精神障がい	168人	865件
発達障がい	19人	33件
その他	15人	55件
計	348人	1,900件

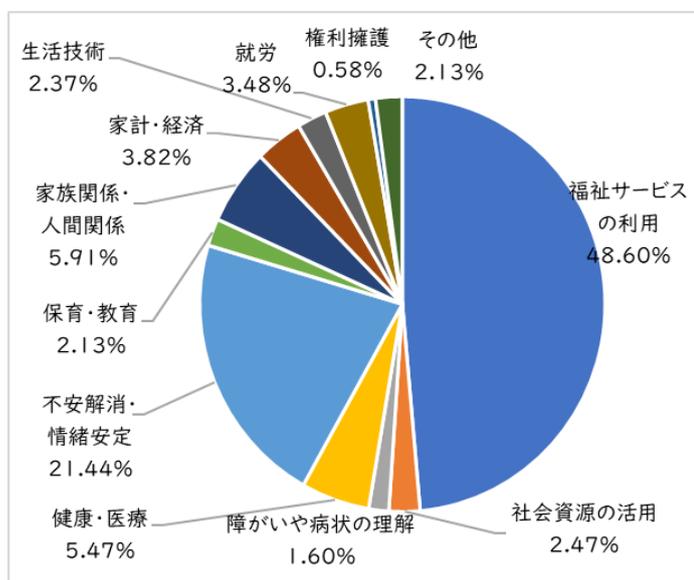
\*その他は、難病者、障がい確定の無い方

【支援方法別相談延べ件数】

方法	延べ件数
訪問	355件
来所	197件
電話	662件
電子メール	56件
個別支援会議	123件
関係機関との連絡	507件
計	1,900件

## (2) 相談内容(複数回答あり)

相談内容	延べ件数
福祉サービスの利用	1,004件
社会資源の活用	51件
障がいや病状の理解	33件
健康・医療	113件
不安解消・情緒安定	443件
保育・教育	44件
家族関係・人間関係	122件
家計・経済	79件
生活技術	49件
就労	72件
権利擁護	12件
その他	44件
合計	2,066件



## 2 地域の相談支援体制の強化の取組み

## (1) 地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言及び人材育成

## ア 専門的な相談・助言等

268回

相談支援専門員が支援している困難ケースについて、関係機関と連携を取り、課題解決に向けて支援しました。

## イ 人材育成支援

34 回

相談支援専門員連絡会(相談支援部会)等の研修企画及び実施、事業所巡回訪問、相談支援専門員研修(初任者研修、現任研修、主任研修)、教育委員会とともに医療的ケア児に対するシュミレーション研修等実施しました。

## (2)地域の相談機関との連携強化の取組

83 回

松本圏域における行政連絡会、圏域プロジェクト会議、基幹相談支援センター連絡会等や市庁舎内の連携会議、業務(事業)検討などを行いました。

## 3 地域移行・地域定着の促進の取組

### (1)障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行に向けた取組

退院及び施設から地域での生活を希望している障がい者に対して支援を行いました。

### (2)地域定着の促進

精神障害者にも対応した地域包括ケアの協議の場を担う精神障害者社会復帰施設等連絡会を市支援給付担当と協働し、2回開催しました。

#### 【精神障害者社会復帰施設等連絡会】

日 時	場 所	内 容
【第1回】 9月12日(木) 13:30-15:30 【参加人数:30名】	本庁舎 大会議室	1 テーマ「精神障がい者の地域移行の現状と支援について」 2 意見交換・情報交換
【第2回】 12月10日(火) 13:30-15:30 【参加人数:27名】	本庁舎 大会議室	1 グループ討議 (1) 地域移行後の支援での課題 (2) 各関係機関での支援状況、取組 (3) 課題解決に向けて必要なこと

## 4 権利擁護・虐待防止の取組

成年後見制度の利用を含めた権利擁護相談や市の担当者とともに虐待の疑いのあるケースへの聞き取り調査等に対応しました。

## 5 地域づくりに向けた取組

### (1)自立支援協議会の運営・協議

令和4年度に組織された安曇野市自立支援協議会の要綱改正を行いました。新たに当事者家族、関係機関の参画を新たに加え、支援体制の検討に関する情報共有を図り、官民が協働する地域づくりの組織の再編を行いました。

安曇野市自立支援協議会の事務局機能を担い地域の相談支援体制の向上を図りました。

【自立支援協議会】

日時	場所	内容
<b>【第1回】</b> 9月25日(水) 10:00-11:30 【参加人数:15名】	本庁舎 理事者側控室	<協議事項> 1 安曇野市自立支援協議会の役員等の選出について 2 松本圏域における各プロジェクト等への出席について <報告事項> 1 第6期安曇野市障害福祉計画、第2期安曇野市障害児福祉計画実績報告 2 令和5年度 安曇野市障がい者基幹相談支援センター、総合相談支援センターあるふ事業実績報告 3 令和5年度 安曇野市地域生活支援拠点等整備事業実績報告 4 令和6年度 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業計画 5 令和6年度 松本障害保健福祉圏域内関係機関会議報告
<b>【第2回】</b> 1月22日(水) 15:00-16:00 【参加人数:16名】	本庁舎 全員協議会室	<協議事項> 1 令和5年度市民意識調査での市民意見に対する対応案について 2 専門部会における協議内容の承認について 3 「令和6年度精神障がい者地域生活支援研修会」共催の承認について <報告事項> 1 専門部会、精神障がい者社会復帰施設等連絡会開催状況 2 令和6年度松本障害保健福祉圏域関係会議開催状況

【専門部会等】

日時	場所	内容、課題
相談支援部会(9月までは、相談支援専門員連絡会)		
<b>【第1回】</b> 令和6年 4月18日(木) 【参加人数:26名】	本庁舎 306 会議室	1 自己紹介 2 市からの連絡 ・支給決定等の基準について ・令和6年度就労アセスメント実施事業所について ・報酬改定について ・障がい者基幹・総合相談支援センターについて 3 年度予定担当事業所決め 4 部会組織について 5 各相談支援事業所からのお知らせや相談
<b>【第2回】</b> 令和6年 5月21日(火) 【参加人数:19名】	本庁舎 307 会議室	1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡 3 各相談支援事業所からのお知らせや相談 4 研修「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」 (1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定概要説明等 (2) グループワーク (3) 質疑応答
<b>【第3回】</b> 令和6年 6月13日(木) 【参加人数:16名】	本庁舎 306 会議室	1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡 3 報酬改定に関する5月部会時における質問への回答 4 各相談支援事業所からのお知らせや相談 5 事例検討・スキルアップ研修 (1) 各班に分かれ事例検討 (2) 全体発表 6 (班の中で)相談・質問・情報共有等フリータイム
<b>【第4回】</b> 令和6年 9月12日(木)	本庁舎 大会議室	令和6年度安曇野市精神障がい者社会復帰施設等連絡会と合同検討
<b>【第5回】</b> 令和6年 10月17日(木) 【参加人数:13名】	本庁舎 306 会議室	1 新規事業所等からの紹介(くれよん、あいびー松本) 2 市からの連絡など ・安曇野市自立支援協議会長あいさつ及び委嘱書の交付 ・10/25の安曇野市自立支援協議会の報告 ・ヤングケアラーの相談・支援の流れ 3 災害の備えについて ・個別避難計画の概要等について

			・災害の備えについて グループワーク・全体共有 4 各相談支援事業所からのお知らせや相談
【第6回】 令和6年 12月19日(木) 【参加人数:15名】	本庁舎 306 会議室		1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡など 3 介護保険との連携(介護保険への移行等) ・事例発表 ・事例について グループワーク・全体共有 4 各相談支援事業所からのお知らせや相談
【第7回】 令和7年 3月13日(木)【参加 人数:16名】	本庁舎 306 会議室		1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡など 3 令和7年1月22日開催「令和6年度第2回安曇野市自立支 援協議会」の報告 4 来年度の計画、方向性について会議室にて 5 各相談支援事業所からのお知らせや相談
子ども部会(障がい児通所支援事業所連絡会)			
令和6年 7月12日(金) 【参加人数:19名】	本庁舎 大会議室		1 災害への備え 2 福祉避難所等について 3 グループワーク

## (2)地域生活支援拠点等整備に関わる業務

障がいのある方やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組みづくりを行うとともに、緊急時の対応に向けて相談、台帳整備、松本圏域市村が協働実施している緊急時短期入所空床確保事業、ひとり暮らし体験事業等の利用の促進を図りました。

台帳整備事業(令和6年度末実績)	台帳整備人員	7名
空床確保事業	利用者	1名
ひとり暮らし体験事業	見学者	1名

今後の課題としては、事業周知、台帳整備の促進、空床確保事業者の増やどのような障がいがあっても利用できる場所等の確保などがあげられています。課題検討は、松本圏域のプロジェクトで検討していきます。

## 6 医療的ケア児等コーディネート機能

### (1)医療的ケア児等実態把握と支援体制の構築

把握している医療的ケア児(0～18歳)数 32名(令和6年度末現在)

令和7年度転入予定児も含め、ひとりひとりの支援チームの構築に努めました。また、病院等から安曇野市に医療的ケア児等の情報提供があった場合の支援体制を確認し、関係部署の職員間で共有しました。

### (2)個別避難計画策定についての支援

個別避難計画は、災害対策基本法により概ね令和7年度中に策定が努力義務化されています。

各地で起こる災害は、医療的ケアを必要とする方々の大きな不安であり、行政の役割、策定のための専門職の関与等、庁内での打ち合わせ会議への参画、松本地域で行われた避難訓練、市内小学校の特別支援級の学習会への参加に加え、訪問支援を行いました。

## 7 その他

### ア 情報発信に向けた取組

安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センターのパンフレットの作成・配布を行いました。また、新規事業所や毎月グループホームの空き情報を収集し、相談支援事業所等へ情報提供を行いました。

# 令和6年度松本圏域地域生活支援拠点等整備事業 実績報告

地域生活支援拠点等事業とは、障がいのある方やご家族が安心して暮らし続けられるように、地域の関係機関みんなで支えていく仕組み

## 地域生活支援拠点の役割と機能

相談支援の充実

「台帳登録・休日夜間緊急時相談対応」



体験の機会の提供

「ひとり暮らし体験事業」



基幹・総合相談支援センター



地域の体制づくり



専門的人材の確保・育成

「研修会の実施」



緊急対応の強化

「緊急時短期入所空床確保事業」<sup>1</sup>

## I 相談支援の充実

### 支援の流れ

#### 1 台帳の作成

相談員が訪問し、親なき後や緊急時の対応に活用する台帳を作成

#### 2 緊急時の対応

緊急的な対応が必要な場合、相談員が対応します。

#### 3 支援方法の決定

今後の生活についてご本人やご家族の意向に沿った支援方針を話し合います。

#### 4 支援の継続

話あった支援方針に基づき、関係者が見守り支援をします。

### 令和6年度実績

基幹・総合



障がい者基幹・総合  
相談支援センター  
直営設置

【体制】

センター長（課長兼務）  
係長（保健師）  
相談支援専門員（社会福祉士）  
社会福祉主事

【設置場所】

穂高健康支援センター内

### 台帳整備

療育手帳AI所持者のうち  
サービス利用のない方を抽出  
⇒令和5年度整備者の再確認  
及び利用希望の方を訪問し  
台帳を整備 7名



## 2 緊急対応の強化

### (緊急時短期入所空床確保事業)



#### 事業概要

介護者の急病等により、在宅生活が困難になった場合のために、短期入所が利用できるよう圏域で1床空床を確保しています。

#### 対象者

- 1 18歳以上の障がいのある方
- 2 サービス等利用計画未作成の方
- 3 福祉型短期入所施設利用可能な方
- 4 その他、市村が認めた方

#### 自己負担

食費などの実費

#### 令和6年度実績

【利用者】 3名

内、安曇野市の方1名  
(事例等当日資料)

#### 【委託法人】

社会福祉法人 中信社会福祉協議会  
社会福祉法人 信濃友愛会  
社会福祉法人 りんどう信濃会  
社会福祉法人 誠心福祉協会  
NPO法人 グループホーム夢ハウス  
城山の会

#### 【今後の課題】

- ・利用者の台帳整備が圏域的に進んでいないため、利用者の状況がわからないままの利用となる
- ・医療的ケアが必要な利用者の体制整備が必要

3

## 3 体験の機会の提供

### (ひとり暮らし体験事業)



#### 事業概要

親元から離れて暮らす場の検討や入所施設・病院から地域移行のため、15日を上限にアパートでひとり暮らしの体験ができます。

#### 対象者

(18歳以上)

- 1 入院が継続している方
- 2 障害者支援施設に入所している方
- 3 現在、家族と同居している方
- 4 その他、市村が認めた方

#### 対象者

水光熱費、食費、備品使用料等)

#### 令和6年度実績

【利用者】 (実人員)

見学者 8名 ⇒ 内、安曇野市の方1名  
体験者 3名

#### 【事業課題等】

- ①この事業により将来の準備をしたいというニーズがある。
- ②圏域外の方が、圏域内に居住したいため利用希望がある。
- ③現在の場所は3階でエレベーターなしであるため車いすユーザーは利用困難
- ④見学のみでも「家族同居の自宅でも生活力をつける取組が可能である」気づきに繋がる。
- ⑤利用目的を明確に持っている方は、体験時の気づきも多く、目標に向かった動きにつながっていく傾向が強い。
- ⑥暮らす場所や暮らし方を模索している方は、体験事業の利用だけでは課題の気づきが乏しく、結果、支援者の実働を伴うアセスメントの場となっている。

#### 【委託法人】

特定非営利活動法人ハートラインまつもと

## 4 専門的人材の確保・育成

### 事業概要

専門的人材の確保や養成のための研修会や関係機関の連絡会を開催し、様々な障がいニーズに応じたサービスが提供できる体制づくりを目指します。



### 令和6年度実績

#### (1) 長野県相談支援従事者研修への協力

相談支援専門員初任者研修  
集合研修 ファシリテーション  
実地研修 (インターバル実習)  
サービス等利用計画作成  
及び社会資源調べに関する  
スーパーバイズ

相談支援専門員現任者研修  
個別研修 個別事例におけるスーパー  
ビジョン体験  
集合研修 地域自立支援協議会への  
参加体験と協議会説明

5

## 5 地域の体制づくり

### 事業概要

多くの支援者が連携し、地域で切れ目のない支援が円滑に行えるような仕組みづくりをします。



### 令和6年度実績

以下の会議等に参加し、地域の障がい者支援に係る仕組みづくりを検討しました。

- (1) 安曇野市自立支援協議会の開催
- (2) 市内障害福祉事業者連絡会の開催
- (3) 松本障害保健福祉圏域における連絡会議
  - ・行政連絡会
  - ・基幹相談支援センター連絡会
  - ・地域生活支援拠点等プロジェクト
  - ・強度行動障がいプロジェクト
  - ・地域移行プロジェクト準備会
  - ・就労選択支援プロジェクト発足準備会
- (4) 長野県自立支援協議会関係
  - ・相談支援機能強化会議
  - ・精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会

6

## 報告事項4

## 令和7年度安曇野市自立支援協議会実施計画

## 1 趣 旨

令和7年度安曇野市自立支援協議会等の年間計画予定を報告するものです。

## 2 安曇野市自立支援協議会等事業計画

## 1) 自立支援協議会 年間3回予定

第1回 令和7年8月6日(水) 第2回 令和7年11月頃 第3回 令和8年2月～3月頃

## 2) 専門部会

## ア 相談支援部会 年間12回予定

	日 付	主たる内容
第1回	令和7年4月16日(水)	年度予定担当者確認、 緊急時に係る事例アンケート説明(附託事項)
第2回	5月20日(火)	緊急時に係る事例検討
第3回	6月12日(木)	学習会①:相談支援専門員の役割について
第4回	7月24日(木)	モニタリング結果検証説明会
第5回	8月21日(木)	学習会②:児童のケースについて
第6回	9月25日(木)	精神障がい者社会復帰施設等連絡会と合同会議
第7回	10月16日(木)	学習会③:虐待研修
第8回	11月13日(木)	モニタリング結果検証 ケース点検ヒアリング 緊急時に係る対応研究(附託事項)
第9回	12月18日(木)	モニタリング結果検証 ケース点検ヒアリング 緊急時に係る対応研究(附託事項)
第10回	令和8年1月15日(木)	学習会④:成年後見制度について
第11回	2月12日(木)	モニタリング結果検証 グループスーパービジョン
第12回	3月12日(木)	来年度の計画策定等

\* 毎回 各事業所からの連絡や相談等情報共有の時間を予定しています。

## イ こども部会 年間3回予定

第1回 令和7年10月頃 第2回・第3回 未定

## 3) その他連絡会等

## ア 精神障がい者社会復帰等連絡会 年間2回予定

第1回 令和7年9月25日(木) 第2回 令和7年12月末頃

## イ 就労系事業所連絡会 年間2回予定

第1回 令和7年9月26日(金) 第2回 未定

## ウ 訪問系事業所連絡会(介護保険事業所連絡協議会訪問部会と連携) 年2回予定

第1回 令和7年7月14日(月) 第2回 未定

## 報告事項5

## 令和7年度安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業計画

## 1 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センターの設置目的

障害者総合支援法(令和6年4月施行)第77条の2に基づき、安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター(以下、「センター」という。)を地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者の相談支援に係る事業及び業務を総合的に行い、障がい者等の自立を支援することを設置目的とします。

【参考】別紙 障害福祉分野の相談支援の概要

## 2 センターの運営方法、設置場所及び人員体制

## 1)運営方法及び設置場所

安曇野市福祉部障がい者支援課がセンター業務を実施します。なお、他関係機関(保健・療育等)との連携体制を強化するため、以下を設置場所とします。

名 称 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター

所 在 地 安曇野市穂高9181番地 穂高健康支援センター内

開設時間 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日、年末年始を除く)

電 話 0263-82-5988

## 2)人員体制

障がい者支援課長がセンター長となり、障がい者支援課支援給付担当の専門職等専従職員を配置します。

センター長 1名(障がい者支援課長兼務)

保健師・精神保健福祉士 1名(係長)

社会福祉士(相談支援専門員) 1名

相談支援員 1名

医療的ケア児等コーディネーター 1名(会計年度任用職員)… 7月1日から着任

合計 5名(4名常勤)

## 3 事業目的

障がい者総合支援法第77条の2に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次の1)～4)の事業を実施します。

1) 地域生活支援事業に関する業務(障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業)

2) 3障害に対する情報提供、助言・指導に関する業務(基本相談)

3) 地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務

4) 協議会に係る関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

なお、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に則り、医療的ケア児等を取り巻く課題の解決に向けて、病院、学校、こども園、サービス事業所等と連携を取り支援の利用を調整し、支援のための地域づくりを行います。

#### 4 安曇野市障がい者基幹・総合相談支援センター事業目標

多様性を認め合い、安心して地域で生活できる共生のまちづくりを目指し、地域全体での相談支援体制を構築する取り組みを行います。

#### 5 具体的な業務内容

##### 1) 総合的・専門的な相談支援の実施

###### ア 総合的な相談支援

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用 支援等の必要なサービスや、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うワンストップ機能を担います。

###### イ 専門的な相談支援

社会福祉士、保健師等専門的支援を必要とするケースへの対応を行い、質の高い相談支援を行います。また、地域の相談支援従事者等に対する助言等の支援者へのサポートを行います。

##### 2) 地域の相談支援体制の強化の取組

###### ア 地域の相談支援事業者などに対する専門的指導・助言及び人材育成

困難事例への対応相談支援の質の向上、公正・中立性を高めるためモニタリング結果検証を実施し、地域全体の「支援力」の底上げをします。

###### イ 地域の相談機関との連携強化

関係機関等との連携のための取組の実施及び後方支援を行います。

##### 3) 権利擁護・虐待防止の取組

###### ア 権利の擁護のために必要な支援の促進

虐待通報の受理及び解決に向かうための支援、成年後見制度等活用支援、消費者被害等の防止・対応等問題の解決に努めます。

###### イ 権利擁護に関する啓発

###### ウ 意思決定支援に関する講演会の実施

##### 4) 地域づくりに向けた取組

###### ア 自立支援協議会活動の推進に関する業務

安曇野市自立支援協議会の事務局機能を担います。自立支援協議会は、地域の関係機関等に情報の提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じ、個別の支援に係る課題に基づく地域連携の緊密化を促進します。

###### イ 地域生活支援拠点等整備に関わる業務

親なき後を見据え、安心して地域で暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みである地域生活支援拠点等体制整備事業を松本圏域(3市8村)で進めていきます。(松本圏域地域生活支援拠点等実施要綱、松本圏域空床確保事業、松本圏域ひとり暮らし体験事業等)

##### 5) 医療的ケア児等コーディネート機能(医療的ケア児等総合支援事業)

###### ア 医療的ケア児等の支援体制の構築

専任の医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援に関わる関係機関との連携、医療的ケア児等の支援に関わるコーディネートを行い、医療的ケア児等とその家族の地域生活支援の向上を図ります。

###### イ 個別避難計画策定についての支援

## 6) その他

### ア 情報発信に向けた取組

センターの業務を周知し、役割、活動状況など障がい者及び障害福祉関係団体等に情報発信を行います。

## 6 個人情報の保護

センターが有する障がい者などの情報が、業務に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、安曇野市個人情報保護法施行条例(令和4年12月27日条例第32号)等に基づき、個人情報の保護に留意します。

なお、障害福祉事業者等に個人情報を提供する時は事前に同意を得ます。

## 7 公正・中立性の確保

市の障がい福祉行政を担う公的な機関として、障がいのある方やその家族の相談支援において、人権、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応します。また、サービス事業所等の紹介にあたっては、障がい者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業所に偏ることのないよう公正・中立性を確保します。

## 障害福祉分野の相談支援の概要

### 相談支援における市町村の責務と役割

【法的根拠】 障害者総合支援法 第2条第2項

【具体的内容】 ①障害福祉サービスの支給決定 ②相談支援の実施 ③関係諸機関との連携 ④相談支援体制の整備

【法的根拠】 障害者総合支援法 第77条の2

【設置主体】 市町村（努力義務）

一般相談支援事業、計画相談を行う者（届出必要）

【設置目的】 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として各種相談等の業務を総合的に行う

【人員配置】 主任相談支援専門員、相談支援専門員である社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等（市直管の場合は相談支援に支障とならない範囲）

【事業内容】 **基幹相談支援センター業務**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 自治体と共同した協議会の運営等による地域づくりの取組
- (4) その他

- ・権利擁護・虐待防止に関する普及啓発
- ・地域生活支援拠点等の構成機関として緊急時のコーディネート
- ・地域移行・地域定着の促進の取組

※参考 **基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業補助金活用）**

ア 専門的職員の配置

主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士であつて相談支援機能を強化するために必要と認められる者に限る

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

人材育成や支援の質の向上のための取組の支援

ウ 地域づくりの取組

法第89条の3第1項に規定する事務局を担った上で、関係機関との緊密化の取組

財源 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4（予算の範囲内で）

【法的根拠】 障害者総合支援法 第77条の3

【実施主体】 市町村（必須事業）

【事業概要】 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う

【財源】 地方交付税

【具体的内容】 地域生活支援事業実施要綱（相談支援事業実施要領）

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介 等

【法的根拠】 総合支援法第5条第18項

児童福祉法第6条の2の2第7項

【実施主体】 指定を受けた事業者

【事業概要】 障害者総合支援法においては、「基本相談支援」、「計画相談支援」、「地域相談支援」のことをいう。

「特定相談支援事業」は「基本相談支援」と「計画相談支援」

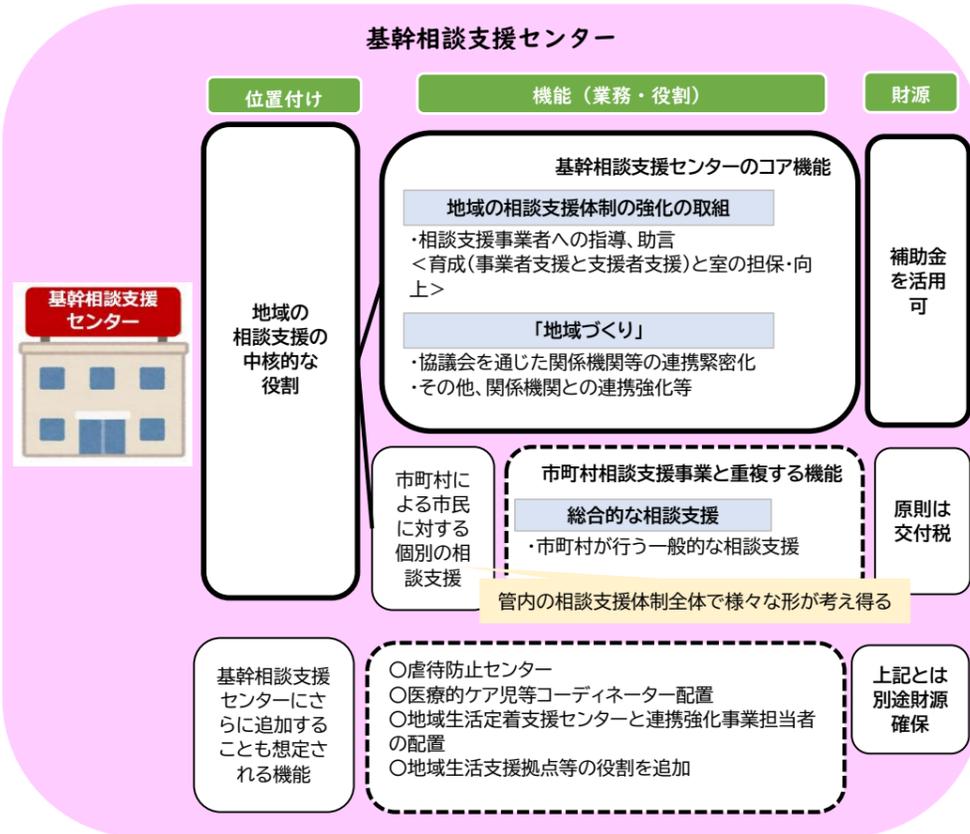
「一般相談支援事業」は「基本相談支援」と「地域相談支援」

のことをいう。

また、児童福祉法においては

「障害児相談支援事業」は「障害児支援利用援助」と「継続障害児支援利用援助」のことをいう。

### 基幹相談支援センター



位置付け

機能（業務・役割）

財源

地域の相談支援の中核的な役割

**基幹相談支援センターのコア機能**  
**地域の相談支援体制の強化の取組**  
 ・相談支援事業者への指導、助言  
 <育成(事業者支援と支援者支援)と室の担保・向上>  
**「地域づくり」**  
 ・協議会を通じた関係機関等の連携緊密化  
 ・その他、関係機関との連携強化等

補助金を活用可

市町村による市民に対する個別の相談支援  
**市町村相談支援事業と重複する機能**  
**総合的な相談支援**  
 ・市町村が行う一般的な相談支援  
 管内の相談支援体制全体で様々な形が考え得る

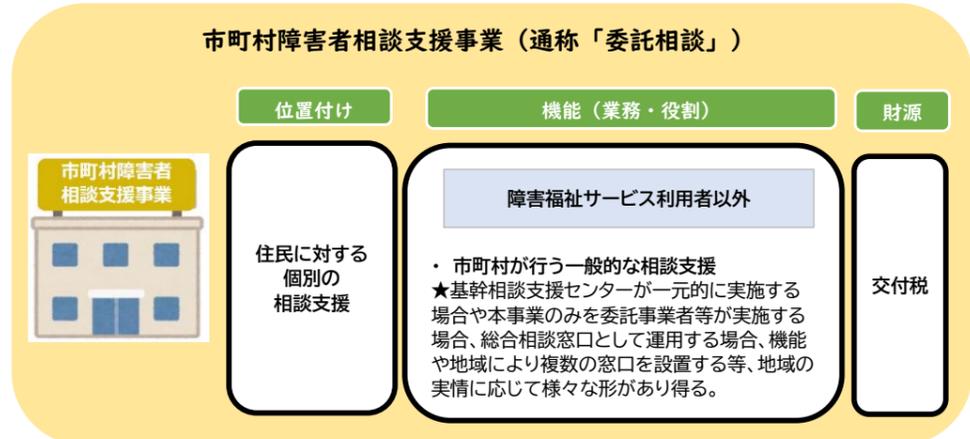
原則は交付税

基幹相談支援センターにさらに追加することも想定される機能

○虐待防止センター  
 ○医療的ケア児等コーディネーター配置  
 ○地域生活定着支援センターと連携強化事業担当者の配置  
 ○地域生活支援拠点等の役割を追加

上記とは別途財源確保

### 市町村障害者相談支援事業（通称「委託相談」）



位置付け

機能（業務・役割）

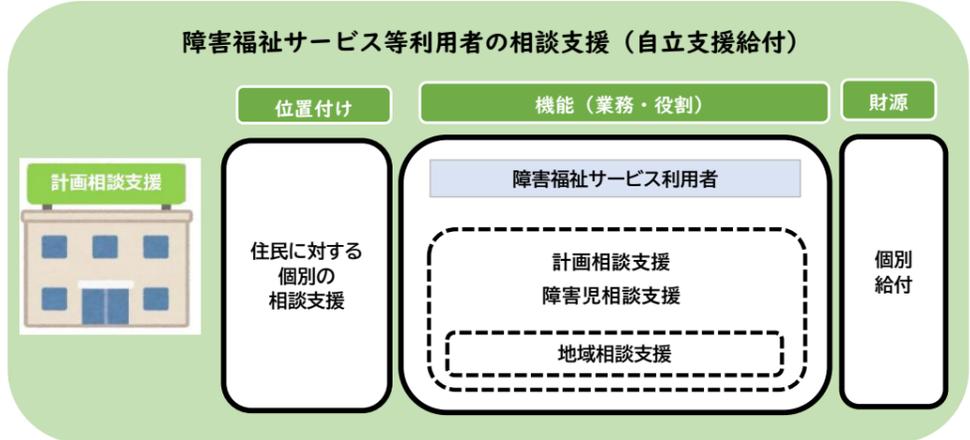
財源

住民に対する個別の相談支援

**障害福祉サービス利用者以外**  
 ・市町村が行う一般的な相談支援  
 ★基幹相談支援センターが一元的に実施する場合や本事業のみを委託事業者等が実施する場合、総合相談窓口として運用する場合、機能や地域により複数の窓口を設置する等、地域の実情に応じて様々な形があり得る。

交付税

### 障害福祉サービス等利用者の相談支援（自立支援給付）



位置付け

機能（業務・役割）

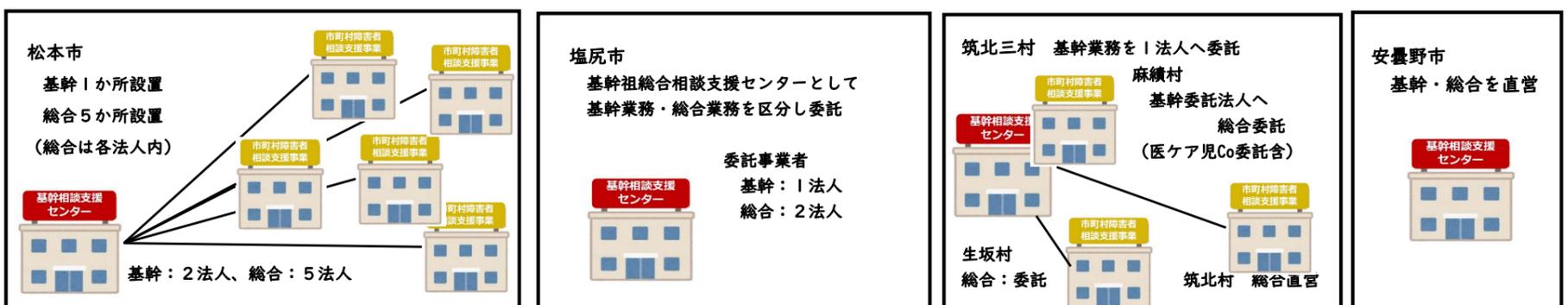
財源

住民に対する個別の相談支援

**障害福祉サービス利用者**  
 計画相談支援  
 障害児相談支援  
 地域相談支援

個別給付

### 松本地域障害保健福祉圏域の相談支援体制



## 報告事項6

## 令和7年度安曇野市自立支援協議会専門部会開催状況報告

## 1 趣旨

令和7年度安曇野市自立支援協議会相談支援部会の開催状況について報告するものです。

## 2 報告内容

報告日 令和7年8月6日

報告者 部会長 平林 学（穂高悠生寮）

副部会長 海老原 晴香（相談支援センターらんぷ）

## 1) 付託事項進捗状況報告

## 【件名】

サービス利用者でも緊急時に利用できる体制を整える～親亡き後の緊急時対応の整備に関する調査研究～

項目	内容
研究テーマ	親亡き後を見据えた障がいのある人の地域での安心な暮らしを支える緊急時対応支援体制の構築
目的	サービス利用者が緊急時にも安心して暮らし続けられる仕組みを検討し、必要な支援体制を整備する。
進捗状況	4月18日～5月12日 緊急時対応が必要だったケースについてアンケート実施 5月20日 緊急時対応が必要だったケースについて事例検討
成果	緊急時対応が必要だったケースについて、現状把握と対応策に関する意見交換が完了した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親亡き後の生活支援に関しては、施設入所、グループホーム、在宅でのヘルパー利用のいずれかが想定される。本人・家族が元気なうちに、将来の生活の在り方について検討を行うことが重要である。</li> <li>・緊急時空床確保事業については、相談支援専門員が関与している場合でも、事業の利用が可能となるよう、柔軟な運用体制の構築が望まれる。</li> <li>・児童の短期入所については、現在受入先が限られている状況にある。支援が必要な家庭に対して、安心して利用可能な体制を整えるため、受入先の拡充が求められる。</li> <li>・大人の短期入所に関しては、複数の受入先が確保されていることが望ましい。これにより、緊急対応や家族支援の選択肢が広がると考えられる。</li> <li>・介護保険制度への移行に際しては、経済的負担が発生する可能性がある。制度移行に伴う金銭的課題への支援策を検討する必要がある。</li> </ul>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との協議の場を設け、優先度や実現可能性について検討する。</li> <li>・必要に応じて、制度設計や受入体制に関する具体的提案書の作成を進める。</li> </ul>

2) 部会等開催内容(7月23日時点)

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和7年 4月16日(水) 【参加人数:25名】	<b>【第1回安曇野市相談支援部会】</b> 1 自己紹介 2 市からの連絡 ・支給決定等の基準について 3 年度予定担当者の確認 4 事例アンケート説明 5 各相談支援事業所からののお知らせや相談 6 その他 ・療育支援事業について	・年間スケジュールに沿い担当者を決めた。今年度から事業所ごとでなく個人ごとに担当していただくこととした。 ・緊急時対応が必要だったケースについてアンケートを実施する。
令和7年 5月20日(火) 【参加人数:15名】	<b>【第2回安曇野市相談支援部会】</b> 1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡 3 事例検討「緊急時の対応が必要だったケース」 (1) 事例検討・説明 (2) グループワーク (3) 全体共有 4 各相談支援事業所からののお知らせや相談	・親亡き後の生活支援は、施設入所、GH、在宅でのヘルパー利用のいずれかが想定される。 ・緊急時空床確保事業は相談支援専門員がいても利用可能としてほしい。 ・児童の短期入所の受入れ先を増やしてほしい。 ・大人の短期入所の受入れ先が多数あると良い。 ・介護保険制度への移行は経済的負担が発生する可能性がある。
令和7年 6月12日(木) 【参加人数:15名】	<b>【第3回安曇野市相談支援部会】</b> 1 新規事業所等からの紹介 2 市からの連絡 3 事例検討「相談支援専門員の役割について～今さら聞けない困りごと」 (1) 説明 (2) グループワーク (3) 全体共有 4 各相談支援事業所からののお知らせや相談	・調査の同行はアセスメントを取る上でもできるだけ同行できると良い。 ・書類の支援は送付先に確認するよう案内している。 ・お金に関することはまいさぼへ繋いでいる。 ・緊急時対応は民生委員、訪問看護、24時間対応のヘルパー等へ繋いでいる。 ・買い物は移動支援を利用したり、付き添いをする。 ・本人や家族ができることはできるだけしていただく。

## 報告事項7

## 令和6年度・7年度松本障害保健福祉圏域関係機関会議報告

## 1 趣旨

令和6年度第2回安曇野市自立支援協議会以降令和7年度第1回安曇野市自立支援協議会までに開催された松本障害保健福祉圏域関係会議の開催状況について報告するものです。

## 2 報告内容

## (1)基幹相談センター連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和7年 1月21日 (火)	<p>令和6年度 第4回基幹相談センター連絡会</p> <p>(1)基幹相談支援センター、各市村、各地域自立支援協議会の情報共有</p> <p>(2)県協議会、プロジェクトからの報告事項</p> <p>(3)松本障害保健福祉圏域自立支援協議会専門プロジェクトへの関与について</p> <p>(4)協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング結果検証の取り組み方</li> </ul> <p>・就労選択支援プロジェクトについて</p> <p>(5)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月7日 松本市障がい者理解促進啓発事業と合同で、圏域障害者差別解消支援地域協議会研修会を開催。</li> <li>・松本市は、上小圏域の主任相談支援専門員を招き研修を行い、個人情報の取り扱いについての書類を整え、12月のサロン Kikanで、基幹スタッフの事例で取り組んだ。</li> <li>・筑北三村は、手引きの読み合わせを行った上で秋田県の指標を用い実施した。</li> <li>・プロジェクトのメンバー、行政のかかわり、事業所はどうするかなどの課題があり別途参集し検討することとした。</li> <li>・地域生活支援拠点等整備事業プロジェクトにおいて、報酬改定に伴い加算の届出について圏域内で手続き要領を今年度内に改正し、3月実施の行政連絡会で合意をとり事業所に届出をしてもらう周知を図ることとする方針。</li> </ul>
令和7年 4月17日 (木)	<p>令和7年度 第1回基幹相談センター連絡会</p> <p>(1)基幹相談支援センター、各市村、各地域自立支援協議会の情報共有</p> <p>(2)県協議会、プロジェクトからの報告事項</p> <p>(3)協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の基幹相談支援センター連絡会について</li> <li>・プロジェクトの協議内容の付託について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会連絡会ができたことで、圏域内の足並みはそこで揃えることとし、基幹相談支援センターの業務の質的向上のために行政参加なしで実施していく。</li> <li>・自立支援協議会連絡会からプロジェクト会</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点整備事業を利用された方の共有について</li> </ul>	<p>議の付託事項の提案方法について統一する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度中3名の利用者があったことから共有し、拠点整備事業を深めていくこととした。</li> </ul>
<p>令和7年 6月10日 (火)</p>	<p>令和7年度 第2回基幹相談センター連絡会</p> <p>(1)基幹相談支援センター、各市村、各地域自立支援協議会の情報共有</p> <p>(2)県協議会、プロジェクトからの報告事項</p> <p>(3)協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援協議会の構成について</li> <li>・モニタリング結果の検証について</li> </ul> <p>・基幹センターへ寄せられる事業者からの相談内容</p> <p>・事業所に自立支援協議会を自分事として主体的に参加していただくためには、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市が今後実施するための組織の共有</li> <li>・モニタリング報告を市町村が検証することが大前提のものであるが、グループスーパービジョンを手法とするものがあることから基幹センター及び主任相談支援専門員が首都して行っている。</li> <li>・松本市は主任相談支援専門員、筑北三村は手引きを活用して実施。</li> <li>・事業者からの相談は増加している。地域課題となるものがあれば一緒に考えている。</li> <li>・内容の設定を検討のこと。成果が見えたり、関係作りができるようにしていきたい。</li> </ul>

(2)令和6年度障がい福祉行政連絡会・令和7年度松本圏域自立支援協議会連絡会

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
<p>令和7年 3月6日 (木)</p>	<p>令和6年度 第3回障がい福祉行政連絡会【協議事項】</p> <p>(1)松本圏域自立支援協議会連絡会の設置について</p> <p>(2)長野県自立支援協議会各部会員について</p> <p>(3)就労選択支援プロジェクト(仮称)の設置についての協議、承認について</p> <p>(4)【継続】圏域のホームページの運用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度から「障がい福祉行政連絡会」を「松本圏域自立支援協議会連絡会」とし、県、地域自立支援協議会と連携のとれる会議としていくための会則の決定を行った。</li> <li>・県自立支援協議会への圏域からの委員選出基準についての確認。</li> <li>令和7年度からは、本会議には塩尻市、権利擁護部会には松本市基幹が出席。療育部会は療育コーディネーターで決定しているほかは、要確認のこと。</li> <li>・令和7年4月から「就労選択支援プロジェクト」(仮称)を設置し、課題の整理、検討を行う承認を得た。</li> <li>・圏域自立支援協議会で作成したホームページを活用できないか。継続審議となっていたが、松本市欠席のため意見交換のみ実施。</li> <li>・令和7年4月からは新たに松本圏域自立支援協議会連絡会が開催されるため、県のホームページを活用しての実施はいかがかか検</li> </ul>

	<p>【報告・情報共有】 (1)プロジェクト報告</p>	<p>討していただく。 ・地域生活支援拠点整備事業検討プロジェクトでは、松本障害保健福祉圏域地域生活支援拠点等事業登録認定要領策定について報告</p>
<p>令和7年 5月13日 (火)</p>	<p>令和7年度 第1回松本圏域自立支援協議会連絡会 【協議事項】 (1)松本圏域自立支援協議会連絡会の設置について (2)各プロジェクトの付託事項の協議について</p> <p>(3)各プロジェクトの運営について 【報告・情報共有】 (1)各プロジェクトの進捗状況</p> <p>(2)県自立支援協議会部会に関わる報告・情報共有 (3)その他</p>	<p>会則に基づき実施</p> <p>【地域移行プロジェクト】 ・精神科病院への実態調査 ・地域移行に関するリーフレットの見直し ・関係機関と連携し、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築の土台づくり 【強度行動障害児者支援検討プロジェクト】 ・シンポジウム企画 【地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト】 ・地域生活支援拠点事業の受託事業所を増やす取り組み ・緊急時空床確保事業の受託事業所に医療型施設に参加してもらう取り組み 【就労選択支援プロジェクト】 ・国の動向に基づく就労選択支援開始に向けた課題の整理、検討 ・就労選択支援事業の開始に伴う周知 ・就労選択支援事業に関する松本圏域ルールの検討 ・就労選択支援事業所の確保に関する状況整理</p> <p>地域移行プロジェクト ・令和7年度実施計画(案)の説明 就労選択支援プロジェクト ・コアメンバー会議の開催により、ニーズ調査の実施 ・圏域ルールは令和8年度実施開始を予定し、令和8年1月頃に学習会開催。</p> <p>・圏域ホームページは継続協議とされている</p>

(3) 松本圏域地域生活支援拠点等整備事業検討プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和7年 1月15日 (水)	令和6年度 第5回地域生活支援拠点等プロジェクト (1) 松本障害保健福祉圏域地域生活支援拠点等事業加算認定要領の改定について (2) その他	・市村が参集し、加算認定要領の改定の協議を行った。
令和7年 2月13日 (木)	令和6年度 第6回地域生活支援拠点等プロジェクト (1) 松本障害保健福祉圏域地域生活支援拠点等事業加算認定要領の改定について (2) その他	・市村が参集し、加算認定要領の改定の協議を行い、3月行政連絡会へ報告予定。

(4) 松本圏域地域移行プロジェクト

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
令和7年 2月4日 (水)	令和6年度 第2回地域移行支援プロジェクト (1) 地域課題について (2) その他	・市村が参集し、加算認定要領の改定の協議を行った。
令和7年 7月15日 (火)	令和7年度 第1回地域移行支援プロジェクト (1) 地域移行プロジェクトの設置要綱について (2) 付託内容の説明 (3) アンケートについて	・連絡会会則により設置しない。  ・入院患者様へのアンケートと病院スタッフへのアンケートを提案されるもコアメンバーのよる再協議となる。